

今次憲法改正の対象としない条項

今回行なおうとする憲法改正において、その対象からはずすことにした主な条項は次のとおりである。

○印は平成29年度の憲法審査会において指摘された論点である。

(前文について)

	項 目	条 文	問 題 点
○	前文の言葉を現代の言葉とすること	前文全体	容易な作業ではない。
	「わが国の安全と生存を外国に委ねる」との文言を修正すること	前文第2節	緊急性はない。

(第1章・天皇について)

	項 目	条 文	問 題 点
	天皇を国の元首とすること	1条	世論の早期の合致はむつかしい。
	皇室典範の内容について検討すること	2条	議論が熟していない。
○	衆議院の解散に制限を加えること	7条3号	世論の合致はむつかしい。
○	参議院通常選挙施行の公示も国事行為とすること	7条4号	緊急性はない。

(第2章・戦争の放棄について)

	項 目	条 文	問 題 点
	表題の「戦争の放棄」を「安全保障」とすること	第2章表題	世論の合致はむつかしい。
	自衛隊の指揮・統制・任務に関すること	9条	世論の早期の合致はむつかしい。
	集団的自衛権の内容	9条	世論の早期の合致はむつかしい。

(第3章・国民の権利及び義務)

	項 目	条 文	問 題 点
	プライバシーを保護すること	13条	改憲の緊急性はない。
	個人情報の利用を禁ずること	19条, 21条	改憲の緊急性はない。
	知る権利を保護すること	なし	議論が熟していない。
	国及び地方公共団体の宗教活動について限界を定めること	20条	世論の早期の合致はむつかしい。
	家族の相互の助け合いを求めること	24条	世論の合致はむつかしい。
○	知的財産権を保障すること	29条	緊急性はない。
	適正な法的手続きを保障すること	31条	緊急性はない。
○	犯罪被害者を救済すること	なし	議論が熟していない。

(第4章・国会について)

	項 目	条 文	問 題 点
	二院制を廃し一院制とすること	42 条	世論の合致はむつかしい。
○	非常事態において国会議員の任期を延長すること	45 条, 46 条	改憲の緊急性がとぼしい。
○	非常事態において衆議院は解散されないこと	54 条	改憲の緊急性がとぼしい。
○	衆議院解散中に非常事態が起きたとき選挙実施期限を延長すること	54 条	改憲の緊急性がとぼしい。
○	非常事態において議院の定足数を緩和すること	56 条	改憲の緊急性がとぼしい。
○	政党の地位を定めること	なし	議論が熟していない。

(第5章・内閣について)

	項 目	条 文	問 題 点
	内閣から独立した行政機関の存在を認めること	65 条	改憲の緊急性がとぼしい。

(第6章・裁判所について)

	項 目	条 文	問 題 点
	裁判官報酬の減額禁止について修正すること	79 条, 80 条	改憲の緊急性がとぼしい。
	裁判員裁判の制度を認めること	なし	改憲の緊急性がとぼしい。
○	憲法裁判所を設けること	なし	議論が熟していない。

(第7章・財政について)

	項 目	条 文	問 題 点
○	財政の健全性を保障すること	83 条	議論が熟していない。

(第8章・地方自治について)

	項 目	条 文	問 題 点
○	道州制を定めること	なし	議論が熟していない。
○	地方自治体の機能及び権限を強化すること	92 条, 94 条	議論が熟していない。

(第9章・改正について)

	項 目	条 文	問 題 点
	改正要件を緩和すること	96 条	世論の合致はむつかしい。

(その他について)

	項 目	条 文	問 題 点
	緊急事態において基本的人権を制限することを可能とする規定をおくこと	なし	議論が熟していない。
	国民の憲法尊重擁護の義務を定めること	99 条	議論が熟していない。
	わが国の国際貢献に関すること	なし	議論が熟していない。